平成２６年（フ）第５３６号
神戸市兵庫区下祇園町17番13号　カタオカマンション106号
債務者　上笹　英雄
1　決定年月日時　平成26年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月３日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第５４０号
神戸市垂水区高丸６丁目５番１―103号
債務者　苔口　信彦
1　決定年月日時　平成26年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月３日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１４８号
青森市大字安田字近野56番地２
債務者　木立　由佳
1　決定年月日時　平成26年７月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月９日まで　青森地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１５８号
青森市大字奥内字川合66番地３
債務者　花田　文穂
1　決定年月日時　平成26年７月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月９日まで　青森地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第８９号
青森県弘前市大字南川端町７番地１
債務者　古川富美子
1　決定年月日時　平成26年７月31日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月９日まで　青森地方裁判所弘前支部

平成２６年（フ）第９６９号
名古屋市港区神宮寺２丁目305番地の２、従前の住所愛知県弥富市鯏浦町下巳256番地２パレス弥富302
債務者　浅井　信男
1　決定年月日時　平成26年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月10日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第９７０号
名古屋市港区神宮寺２丁目305番地の２
債務者　浅井貞江こと　朴　　貞江
1　決定年月日時　平成26年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月10日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第７１号
山口市吉敷中東２丁目５番９―303号　上東県営住宅
債務者　河野　由美
1　決定年月日時　平成26年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月17日まで　山口地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第８５号
北海道苫小牧市弥生町２丁目９番４―104号
債務者　中村　妙子
1　決定年月日時　平成26年８月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月30日まで　札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２６年（フ）第８１号
長野市篠ノ井布施高田176番地１　パティオ桜202号
債務者　小松　裕二
1　決定年月日時　平成26年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月30日まで　長野地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１１０号
三重県桑名市大字江場528番地　中野荘１号、前住所三重県桑名市大字五反田1367番地４
債務者　佐藤　敏彦
1　決定年月日時　平成26年８月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月30日まで　津地方裁判所四日市支部破産係

平成２６年（フ）第１１６号
三重県四日市市三重４丁目14番地　１―２
債務者　土屋　桂志
1　決定年月日時　平成26年８月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月30日まで　津地方裁判所四日市支部破産係

平成２６年（フ）第１２０号
三重県四日市市中川原２丁目５番15号　シャトー・アムール107
債務者　當山　孝佐
1　決定年月日時　平成26年８月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月30日まで　津地方裁判所四日市支部破産係

平成２６年（フ）第１２１号
三重県四日市市赤堀２丁目７番20号
債務者　川村　　正
1　決定年月日時　平成26年８月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月30日まで　津地方裁判所四日市支部破産係

平成２６年（フ）第１２５号
三重県いなべ市大安町宇賀628番地16　アークビレッジＡ―207号
債務者　古本　　翼
1　決定年月日時　平成26年８月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月30日まで　津地方裁判所四日市支部破産係

平成２６年（フ）第１３０号
三重県四日市市楠町南五味塚140番地１　ミレニアム楠206
債務者　伊藤　徳昭
1　決定年月日時　平成26年８月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月30日まで　津地方裁判所四日市支部破産係

平成２６年（フ）第７３４号
京都市伏見区竹田西段川原町123番地　ヴィランセンワ城南201
債務者　大川真名美（旧姓手計）
1　決定年月日時　平成26年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月30日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係